

# 事業系ごみの排出方法について

## 再度確認を!

### 市のごみ収集に出している場合

「事業系ごみ戸別収集依頼書」の提出が必要です

市のごみ収集に出す場合、事業系ごみ戸別収集依頼書が必要です。  
まだ提出されていない事業主の方は、ごみゼロ推進課までお問い合わせください。

ごみ袋は日野市事業系ごみ用指定収集袋を使用してください



### 1回に出せるごみの量は…

可燃ごみ・不燃ごみ共に90ℓ相当分までになります。  
(特大袋の場合45ℓ相当分×2袋・小袋の場合15ℓ相当分×6袋までになります。)

※指定された袋や出す時間(朝8時まで)、ごみ量が守れない場合には、市の収集には出せません。

※家庭用指定収集袋で出している場合は、一切収集いたしません。

※家庭から出るごみと何ら変わりのないごみ(紙屑・生ごみ・お弁当容器等)であっても事業所から出るごみは全て事業系ごみになりますので、事業系ごみ用指定収集袋で出されるようお願いいたします。



### 収集業者に依頼している場合

日野市内でごみ(一般廃棄物)を収集するには、市の許可が必要です。  
依頼されている収集業者が、日野市の収集運搬許可を持っているかご確認ください。



ごみ・資源物を適正に排出している事業所に「優良事業所」シールを配布しています。是非、申し込みしてください。



※日野市事業系ごみ用指定収集袋又は、許可業者を利用されている方が申し込みできます。